

用途地域の形態規制

	建ぺい率	容積率	高さ制限	前面道路による容積率算定係数	斜線制限			日影規制				その他の区域 ※3
					前面道路斜線	隣地斜線	北側斜線	日影が規制される建築物	規制される範囲 (敷地境界線の水平距離)		測定水平面 (平均地盤面からの高さ)	
									5mを超え 10m以内の範囲	10mを超える 範囲		
第一種低層住居専用地域		100%	10m				5m + 1.25/1	軒高が7mを超えるか、または地上3階以上の建築物	4時間以上	2.5時間以上	1.5m	
第一種中高層住居専用地域	60%	150%	20m (高度地区)	0.4	1.25/1				3時間以上	2時間以上	4.0m	
		200%	25m (高度地区) ※2						4時間以上	2.5時間以上		
第一種住居地域		200%							高さが10mを超える建築物	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
準住居地域												
近隣商業地域	80%	400%	35m (高度地区) ※2	0.6	1.5/1				規制対象外			
商業地域												
準工業地域	60%	200%	25m (高度地区)					高さが10mを超える建築物	5時間以上	3時間以上	4.0m	
工業地域									規制対象外			
無指定地域 ※1	赤	50%	100%	0.4	1.25/1				4時間以上	2.5時間以上	4.0m	
	緑	60%	200%						—			
	橙	60%	200%	0.6	1.5/1	20m + 1.25/1						
	青	70%	200%						31m + 2.5/1			

まちづくり推進課 都市計画係

開発建築課 建築指導係

(担当課:開発建築課 建築指導係)

・建築協定区域は、朝霞市根岸台3丁目997番地14他(平成29年1月6日告示)の1箇所となります。

作成日:平成30年6月20日

(担当課:まちづくり推進課 都市計画係)

- ※1 無指定地域の建ぺい率の欄に記載のある色は、まちづくり推進課 都市計画係でご確認ください。
- ※2 第一種住居地域および商業地域の一部は、高度地区の指定区域から除いております。
- ※3 防火地域・準防火地域、地区計画区域、土地区画整理事業区域については、別途規制があります。